

○高速自動車国道東北縦貫自動車道における交通の取締り等に関する警察官の職権行使についての細目的事項の協定

(昭和58年8月11日)

岩手県警察本部長及び秋田県警察本部長は、高速自動車国道東北縦貫自動車道（以下「東北縦貫自動車道」という。）における交通の取締り等に関する警察官の職権行使についての協定（昭和58年8月11日付岩手県公安委員会及び秋田県公安委員会の協定。以下「公安委員会協定」という。）に基づき細目的事項を次のとおり協定する。

昭和58年8月11日

岩手県警察本部長
警視長 滝澤 武源
秋田県警察本部長
警視長 田中和夫

(相互協力)

第1条 岩手県警察及び秋田県警察（以下「協定県警察」という。）は、公安委員会協定の実施に関し、相互に協力するものとする。

(警ら区域)

第2条 協定県警察の警察官が東北縦貫自動車道において相互に警ら及び交通法令違反の指導取締りを行う区域は、公安委員会協定第1条に定める区域（以下「協定区域」という。）のうち松尾八幡平インターチェンジから十和田インターチェンジまでの区域とする。

(応急措置)

第3条 協定県警察の警察官は、協定区域（管轄区域を除く。）において交通事故の発生、道路の損壊その他交通の安全と円滑を害する事案（以下「事故等」という。）を認知したときは、当該事故等について応急の措置をとるとともに、速やかに当該事故等の発生地を管轄する県警察に通報するものとする。

(協力要請)

第4条 協定県警察は、それぞれの管轄区域に係る協定区域において事故等が発生し、これを迅速に処理しなければ他の事故等を誘発するおそれがある場合におい

て、相手方県警察の警察官の協力を得て事故等を処理する必要があると認められるときは、当該協定区域内において勤務中の相手方県警察の警察官に協力を求め、及び相手方県警察に対し、警察官の出動、その他の協力を要請することができるものとする。

(協力要請等の手続)

第5条 協定県警察は、相手方県警察に対し、警察官の出動その他の協力を要請するときは、東北管区警察局仙台高速道路管理官を通じて行うものとする。

附 則

この協定は、昭和58年10月20日から実施する。ただし、鹿角八幡平インターチェンジから十和田インターチェンジまでの区域については、その供用開始の日から実施する。